

上尾市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月24日

上尾市公平委員会委員長 根 岸 遼

上尾市公平委員会規則第1号

上尾市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

上尾市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年上尾市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「主席主幹 主幹」を「主席主幹 主幹 ゼロカーボン推進室長」に改め、同表4の項中「主席主幹 主幹」を「主席主幹 主幹 新しい学校づくり推進室長」に改める。

別表第2中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。